

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月7日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第24号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後																					
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）																					
1～6 [略]		1～6 [略]																					
7 一関市		7 一関市																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 参事 部次長 課長 室長 秘書 広報課の課長補佐及び秘書係長 職員課 の課長補佐（人事給与の事務を担当する 者に限る。）及び人事給与係長 総務課の 課長補佐及び法規文書係長 財政課の課 長補佐、財政係長、行革推進係長及び管 財係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 参事 部次長 課長 室長 秘書 広報課の課長補佐及び秘書係長 職員課 の課長補佐（人事給与の事務を担当する 者に限る。）及び人事給与係長 総務課の 課長補佐及び法規文書係長 財政課の課 長補佐、財政係長、行革推進係長及び管 財係長		[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 参事 部次長 <u>副参事</u> 課長 室 長 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事給与の事務を 担当する者に限る。）及び人事給与係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財 政課の課長補佐、財政係長、行革推進係 長及び管財係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 参事 部次長 <u>副参事</u> 課長 室 長 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事給与の事務を 担当する者に限る。）及び人事給与係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財 政課の課長補佐、財政係長、行革推進係 長及び管財係長		[略]	[略]	
組 織	職 員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 部長 参事 部次長 課長 室長 秘書 広報課の課長補佐及び秘書係長 職員課 の課長補佐（人事給与の事務を担当する 者に限る。）及び人事給与係長 総務課の 課長補佐及び法規文書係長 財政課の課 長補佐、財政係長、行革推進係長及び管 財係長																						
	[略]																						
[略]																							
組 織	職 員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 部長 参事 部次長 <u>副参事</u> 課長 室 長 秘書広報課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事給与の事務を 担当する者に限る。）及び人事給与係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財 政課の課長補佐、財政係長、行革推進係 長及び管財係長																						
	[略]																						
[略]																							
8～34 [略]		8～34 [略]																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。